

平成22年 12月 定例会

平成二十二年第四回定例会

世田谷区議会会議録第二十一号

十二月三日（金曜日）

出席議員（五十一名）

- 一番 大庭正明
- 二番 田中優子
- 三番 小泉たま子
- 四番 岸 武志
- 五番 桜井 稔
- 六番 中里光夫
- 八番 川上和彦
- 九番 高久則男
- 十番 稲垣まさよし
- 十一番 青空こうじ
- 十二番 ひうち優子
- 十三番 村田義則
- 十四番 里吉ゆみ
- 十五番 藤井まな
- 十六番 中村公太郎
- 十七番 石川征男
- 十八番 畠山晋一
- 十九番 新川勝二
- 二十番 杉田光信

- 二十一番 平塚敬二
- 二十二番 岡本のぶ子
- 二十三番 木下泰之
- 二十四番 上川あや
- 二十五番 あべ力也
- 二十六番 中塚さちよ
- 二十七番 上杉裕之
- 二十八番 山内 彰
- 二十九番 大場やすのぶ
- 三十番 山口ひろひさ
- 三十一番 飯塚和道
- 三十二番 板井 斎
- 三十三番 高橋昭彦
- 三十四番 山木きょう子
- 三十五番 羽田圭二
- 三十六番 唐沢としみ
- 三十七番 重政はるゆき
- 三十八番 西村じゅんや
- 三十九番 小畑敏雄
- 四十番 宍戸のりお
- 四十一番 鈴木昌二
- 四十二番 諸星養一
- 四十三番 佐藤弘人
- 四十四番 市川康憲

四十五番 吉田恵子

四十六番 竹村津絵

四十七番 桜井純子

四十八番 風間ゆたか

四十九番 すがややすこ

五十番 菅沼つとむ

五十一番 下山芳男

五十二番 上島よしもり

欠 員（一名）

七番

出席事務局職員

局長 河上二郎

次長 星 正彦

庶務係長 長谷川哲二

議事担当係長 岡本守広

議事担当係長 渡部弘行

議事担当係長 井上徳広

調査係長 戸塚 匡

出席説明員

区長 熊本哲之

副区長 平谷憲明

副区長 森下尚治

世田谷総合支所長

千葉信哉

北沢総合支所長

安水實好

玉川総合支所長

西澤和夫

砧総合支所長 須田成子

烏山総合支所長

河合岳夫

政策経営部長 金澤博志

総務部長 堀 恵子

危機管理室長 内田政夫

財務部長 霧生秋夫

生活文化部長 城倉 茂

環境総合対策室長

田中 茂

産業政策部長 杉本 亨

清掃・リサイクル部長

板谷雅光

保健福祉部長 藤野智子

地域福祉部長 堀川雄人

子ども部長 堀川能男

世田谷保健所長

西田みちよ

都市整備部長 板垣正幸

道路整備部長 山口浩三

教育長 若井田正文

教育次長 佐藤健二

教育環境推進担当部長

古閑 学

教育政策部長 萩原賢一

総務課長 宮内孝男

-----  
議事日程（平成二十二年十二月三日（金）午後二時四十分開議）

第一 議案第九十二号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

第二 議案第九十三号 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

第三 議員提出議案第五号 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第四 議案第九十四号 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

第五 議案第九十五号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第六 議案第九十六号 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

第七 議案第九十七号 特別区道路線の認定

第八 議案第九十八号 特別区道路線の認定

第九 請願の処理

第十 請願の付託

第十一 閉会中の審査付託

追加議事日程

第一 議員提出議案第四号 世田谷区議会議員定数条例の一部を改正する条例

第二 議員提出議案第六号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意

## 見書

第 三 議員提出議案第七号 ロシア大統領の北方領土訪問に対し毅然とした外交姿勢を求める意見書

第 四 議員提出議案第八号 公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議

第 五 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

第 六 会期の延長

---

## 本日の会議に付した事件

一、日程第一から第三 企画総務委員長報告、表決

二、日程第四 福祉保健委員長報告、表決

三、日程第五から第八 都市整備委員長報告、表決

四、追加日程第一 議会運営委員長報告、表決

五、追加日程第二 委員会付託省略、表決

六、追加日程第三 委員会付託省略、表決

七、日程第九 請願の処理、表決

八、日程第十 請願の委員会付託

九、日程第十一 閉会中の審査付託、表決

十、追加日程第四 委員会付託省略、表決

十一、追加日程第五 議会運営委員会付託

十二、追加日程第六 会期の延長

---

午後二時四十分開議

○川上和彦 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

---

○川上和彦 議長 日程に先立ちまして、十二月一日に行われました地方分権・庁舎問題等対策特別委員会及び清掃・リサイクル対策特別委員会における副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

◎河上 区議会事務局長 ご報告いたします。

地方分権・庁舎問題等対策特別委員会副委員長

風間 ゆたか議員

清掃・リサイクル対策特別委員会副委員長

山内 彰議員

以上でございます。

---

○川上和彦 議長 これより日程に入ります。

日程第一から第三に至る三件を一括上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第一 議案第九十二号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例外議案二件

○川上和彦 議長 本三件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

〔四十番穴戸のりお議員登壇〕（拍手）

◎企画総務委員長（穴戸のりお 議員） ただいま上程になりました議案第九十二号、議案第九十三号及び議員提出議案第五号の三件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに、議案第九十二号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、心身の故障により長期の休養を繰り返す職員に対して適切な人事管理を行い、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、新たに休職期間を通算する制度を設けるとともに、あわせて規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会ではまず、今回の制度改正のポイントが問われたのに対し、理事者より、従来の制度では、病気休職から一たん復職して再び休職の状態になった場合、病気休職期間はゼロから起算するという形をとっていたが、今回の改正により、復職後一年以内に同一疾病で休職となった場合、前回の病気休職期間を通算することになるとの答弁がありました。

また、改正理由にある公務の適正かつ能率的な運営を図るための具体的な内容が問われたのに対し、理事者より、職員には職務専念義務があり、これを果たすことで給与を受けている。病気休職は、病気で公務につけない場合、復職まで三年の猶予を限度に身分を保障する制度であり、三年のうちに病気を治して本来の職務に専念できる状態に戻れるようにするのが本来の趣旨である。今回の改正は、例えば五年、六年と長期にわたり病気休職が繰り返されることで職場自体が不安定な状態に置かれないう制度を改めるものであるとの答弁がありました。

さらに、精神疾患に対する職場環境整備への支援について問われたのに対し、理事者より、現在、各職場においては、休職者が徐々に体をならして復職できるようにする職場復帰訓練のプログラムを組んでいる。また、今年からは、この職場復帰訓練につなげるために、さらに民間の専門的な訓練も導入しているとの答弁がありました。

また、二十三区での条例改正の動きが問われたのに対し、理事者より、休職期間を通算する、しないの取り扱いはこれまで各区の運用で行ってきている。国からの制度の適正化を求める流れがある中で、昨年東京都が条例化に踏み切り、二十三区では世



田谷区が二区目であるとの答弁がありました。

さらに、職員削減と心の病との因果関係が問われたのに対し、理事者より、確かにストレスの多い社会になってきているが、職員数が減ったことによる仕事への影響と心の病が直接結びつくものではないと考えているとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、民主党より「世田谷区が他区に先駆けて条例化したことを評価する。今後、復帰支援プログラムにしっかり取り組むことを要望し、賛成する」、日本共産党より「区では、職員が削減される中で心の病で休む方が増加している。今回の制度改正は、職員の身分を保障する休暇・休職制度を改悪するものであり、職場の能率的な運営を図るのであれば、職員をふやすことを求め、反対する」、生活者ネットワークより「区では、復帰訓練や民間の専門的なプログラムを活用した復帰支援を既に行っているところであり、今後さらに職場環境を整えていくことを要望し、賛成する」、みんなの党・世田谷行革一〇番より「三年という民間に比べれば十分に恵まれた手厚い身分保障がある中で、最大限努力しても適応できない状況ならば、本来、税金で給与が支払われていることも考慮し、本当に働くことができるかどうか考えなければならない。働きやすい職場環境と復帰支援プログラムをしっかりと整えた上で、公務の適正かつ能率的な運営を求めたい。自殺予防やメンタル面での対策についてさらに必要なものを支援していくことを要望し、賛成する」との表明がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第九十二号は賛成多数で原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第九十三号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、地方税法の改正に伴い、区民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族に関する情報の収集について定めるため提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第九十三号は全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議員提出議案第五号「世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、世田谷区選挙管理委員の報酬を月額から日額に改めるため提案されたものであります。

委員会ではまず、選挙管理委員の報酬の改正条例を、報酬審議会の意見聴取を経ず、また、区側に再考を求めることなく議員提出議案として提案した理由が問われたのに対し、提案者より、昨年六月、行政委員の報酬の見直しについて報酬審議会にゆだねる旨の決議を議決し、これを受け、報酬審議会委員懇談会から、月額は妥当としながらも、今後は、この問題の契機となった司法判断について注視するだけでなく、他自治体における動きについても参考にすることが必要であるという意見を既に聴取している。こうした中で、大阪高裁での違法判決、新宿区を初めとする他自治体での日額制への移行、さらに、今年七月には全国知事会の行政改革プロジェクトチームが都道府県において日額制への移行について自主的な見直しを求める中間報告を行うなどさまざまな動きがあるにもかかわらず、議会での質問に対しても区側の前向きな答弁はなかった。行政側が動かないということであれば、政治主導として議会が率先して提案することは区政のために不可欠と考え、今回の条例改正の提案となったとの答弁がありました。

続いて、昨年十二月の報酬審議会委員懇談会での意見書提出に伴う議論の経過が問われたのに対し、理事者より、行政委員会委員の報酬について第三者機関の意見を聞いて判断すべきとの昨年六月の決議を受けて、報酬審議会委員懇談会として五回議論を行った。総意としては、行政委員会は、行政執行の権能や責任を継続的に負っている執行機関であり、その職責は単純に会議に参加した日数だけで推しはかるべきでは

ない。また、会議等への参加についても事前のさまざまな調査や研修など客観的に把握できない状況もあり、総合的に勘案すれば、世田谷区の行政委員の報酬は月額が妥当である。ただし、裁判が継続中であることや他自治体の今後の動きも参考とすべきであるとの意見が出されたものであるとの答弁がありました。

また、同意見書において、行政委員の報酬月額についても人事委員会勧告に基づき減額を図ることが妥当との意見が示されていたことを踏まえ減額措置を行った経緯がある中で、今定例会で特別職の給与の引き下げにあわせて行政委員の報酬月額の減額を提案しなかった理由が問われたのに対し、理事者より、今回の特別職等の給与等の改正に伴い、本来の諮問事項ではない行政委員会の報酬については、報酬審議会に対して意見を求めておらず、議論も出ていなかったことから提案を行っていないとの答弁がありました。

さらに、司法の判断が定まっていない中で改正条例を提案した理由が問われたのに対し、提案者より、自治法の規定では日額が原則であり、月額にする場合は常勤並みの勤務実態があることを要件としており、現状はこの要件とのずれがあるとの認識である。司法においては判断が分かれているが、違法と判断された判決をもとに提案した。裁判結果がすべてを縛るのではなく、それぞれの自治体で考えていくべき話であるとの答弁がありました。

続いて、選挙管理委員の実際の勤務日数が問われたのに対し、理事者より、定例会が月三回で、選挙時には臨時会を必要に応じて開催する。さらに、全国あるいは特別区の連合会の会議や明るい選挙推進協議会の行事等がある。二十一年度の実績では、定例会が三十六回、臨時会が四回、それ以外の会議等で委員長が二十七回、委員が十六回である。合計すると、委員長が六十七回、委員が五十六回で、月平均は、委員長が五・六回、委員が四・七回であるとの答弁がありました。

また、今回の日額の金額設定の根拠が問われたのに対し、提案者より、これまでの

さまざまな自治体の事例を踏まえて、今回提案した金額が妥当であると判断したとの答弁がありました。

さらに、今回会派で実施したアンケートの対象者や回答数、調査結果の有効性が問われたのに対し、提案者より、緊急アンケートとして区内百団体にアンケート調査を行った。そのうち十団体から回答があり、すべてが日額に改正すべきとの意見であった。アンケート結果については、条例改正を提案するに至るさまざまな判断材料の一つであると考えているとの答弁がありました。

また、他の行政委員の報酬の条例改正をあわせて提案しなかった理由が問われたのに対し、提案者より、行政委員の報酬ということ言えばしっかりと考えていかなければならないことであるが、今回に関しては、大津地裁から大阪高裁での判決の流れと他自治体の動きを踏まえ、選管委員の報酬に限って提案したとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、自由民主党より「議会の決議を受けて出された報酬審議会懇談会の意見書を踏まえて区長から提案された報酬月額削減の減額条例について議会は全会一致で可決している。議会の議決、意思決定は大変重く、特段の事情変更が客観的に明白でなければ、この意思を変えるようなことがあってはならない。また、新宿区などが日額制に移行したことを改正の理由とするならば、減額条例改正の段階でも他自治体の事例は既にあり判断できたはずである。選管委員は執行機関として直接選挙の執行に当たっており、最近では、名古屋市での市議会リコール問題でもその職責の重さは明白である。議会もこれまでその職責の重さを認めてきていることから、今ここで月額を日額に直ちに切りかえなければならないという必然性は弱い。また、司法の判断が定まっていない中、最高裁の判決が出されるのを待っても遅くなかったのではないかと。提案の趣旨は課題提起として重く受けとめ、適宜必要な改革は行っていくが、最高裁による確定判決や総務省の方針が示されるなどの特段の事情変更がなければ、これまでの議会意思を覆すには現在に至っていないと判断し、本案に

反対する」、公明党より「司法としての結論が出ておらず係争中であり、議会で議決したことを変えるに値するだけの理由がないこと、また、条例提案に当たって報酬審の意見聴取が行われていないこと、さらに、こうした問題は、議会制度研究会や基本条例の制定に向けた総論の中でさらに検討を深めていくべきものであり、早急にここで決めるべきではないことから、反対する」、日本共産党より「違法、合法両方ある中で、判決によるのではなく、政治主導であるというならば、なおさら議会での合意をとるということで、専門家の話を聞くことも含め、附則にある一月一日の施行日を延長してでも継続審査とすることを求める」、生活者ネットワークより「昨年三月に同様の改正条例が提案された際、日額に改定していくことは必要な取り組みであるが、金額の根拠など十分な内容ではなく、さらに検討を深めていきたいとのことから継続を要求した。報酬審議会は行政委員の報酬について議論する場ではないが、前回の報酬審議会懇談会からの意見を受けて区長が本来判断するということがあったが、今回、区長側からは提案されることがなかった。勤務実態と見合わない報酬を見直すことは、大きな民意であり、全国の自治体において動きが見えてきている。区長側が判断しないのであれば、二元代表制の議会から提案権に基づき提案することでよいと判断する。この間、区民の声も聞き、選挙管理委員の経験者からも勤務実態に照らし、日額が妥当であるとのご意見も伺ったことを踏まえて、本案に賛成する」、世田谷無所属の会より「昨年の第一回定例会において日額制が否決され、それを受けて六月の定例会で報酬審議会の意見を聞くという決議が提出された流れがある。その報酬審議会懇談会の意見の中で、裁判の動向を注視すべきと述べられていることを考慮すれば、直ちに条例改正につながるものではないと考える。行政委員の月額報酬の適否についてはさまざまな意見があり、練馬区や東京都の東京地裁判決、兵庫県の大阪高裁判決、愛知県の名古屋地裁判決など、地裁レベルでは月額による支払いは違法ではない旨の判断も出ている。このように、裁判でも判断が分かれており、最高裁の判断を待ってから

でも遅くはないことから、本案には反対する」との表明がありました。

そこでまず、継続審査との意見があったことから、継続審査を諮ったところ、賛成少数のため継続審査とすることは否決されました。

その後、採決に入りましたところ、議員提出議案第五号は賛成少数で否決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

-----

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

発言通告に基づき発言を許します。

三十五番羽田圭二議員。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕（拍手）

◆三十五番（羽田圭二 議員） ただいま上程になりました議案第九十二号及び議員提出議案第五号に対して、社会民主党としての意見を申し上げます。

最初に、議案第九十二号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」について賛成するに当たり、意見を申し上げます。

本件は、長期の療養を余儀なくされ、病氣休職に入り、一たん職場復帰した職員が一年以内に再び同一疾病により勤務につけなくなった場合は、三年を超えない範囲内において、前回の病氣休職期間を通算するという内容です。また、病氣休職期間中の有給期間についても、前回の病氣休職期間を通算した場合には有給期間を通算するというもので、有給で休める期間の短縮になり、いずれも長期病欠者にとって安心して療養に専念する期間の短縮につながる内容です。

こうした手法は既に病気休暇についても同一疾病による期間を通算することが運用によって行われており、長期病欠者にとって、有給期間の短縮と病気休暇及び病気休職期間の短縮につながり、病気休職期間三年満了による自主退職へとつながるものです。とりわけ、現在増加傾向にあるうつ病など、精神疾患等によって病気休暇や病気休職を余儀なくされている職員にとって、有給期間及び休職期間の短縮による精神的負担が重圧となり、回復に向けての療養の妨げになり、病状の悪化につながりかねない措置であることを踏まえておかなければなりません。

平成二十一年度の世田谷区職員の病気休職者数は八十八名、そのうち精神疾患等の理由によって休職を余儀なくされた方が六十七名と、全休職者中の七六%を占めています。二十一年度中に復職した方の数は二十二名、病気休職期間中に退職された方は十一名という数が明らかになっています。原職復帰できないままに二十一年度中に退職された方の人数は十一人に上っており、うち三年満了を迎え退職された方は三名だったことがわかっています。さらに、今回の条例改正によって現在の病気休職者八十三名のうち同一疾病通算の対象となる職員が五十五名、そのうち精神疾患等の理由によって休職に入っている方は四十一名という数字が出ています。

病気休暇や病気休職制度の本来の目的は、職員が健康な体で安全にして働き続ける勤務条件を確保することであり、一たん心身の故障により長期の休暇等を余儀なくされても、その回復に向けて療養することを保障し、健康な体を回復し、職場復帰によって再び職員が働ける状態を保障することにあります。

区は、そうした観点から、職員が健康な体で働き続けるための条件の一つとして、病気休職後の勤務の軽減措置、いわゆるリハビリ勤務の保障にあると思います。区が示している軽減措置は、本人申請やその期間が三カ月などとなっていますが、本人の病状の回復や状況によって判断していくことが重要です。また、精神疾患を初めとする疾病の多くは現在の労働実態に起因している場合が多く、例えば、急増するうつ病

発症の背景には、忙しい職場での人間関係、仕事量の増加、長時間労働が挙げられます。

本来重要なことは、疾病の発症となる現在の労働実態の改善にこそ目を向けて、職員が健康な体で働き続けられるような必要な人員を配置し、サービス超勤や一人当たりの仕事量の削減に向けて職場の労働条件を改善することが必要と考えます。その点を踏まえた対応を求めておきます。

次に、議員提出議案第五号「世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、意見を申し上げます。

本案については、継続審査を求める立場から意見を申し上げます。

本件は、世田谷区選挙管理委員の報酬を月額制から日額制に支給方法を改めるために提出されたものです。

滋賀県選挙管理委員の報酬の月額制の違法性について争われていた裁判では、第一審大津地裁の判決は、勤務日数が少なく月額制は違法として滋賀県側が敗訴しました。次いで、第二審の大阪高裁においても、選管委員長を除き同様の判断をしています。

地方自治法では、非常勤職員の給与の支給方法について、「職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しています。多くの自治体がこの条例によって月額制に置きかえていたものですが、大阪高裁判決では、滋賀県選管委員の勤務実態から見て裁量の範囲を超えているという判断からその違法性を指摘したものです。こうした状況を受けて、選管委員の報酬日額制を導入する動きが広がり、ことし四月時点で、静岡、神奈川、大分、鳥取四県と、指定市の浜松市が切りかえています。

世田谷区議会は、大津地裁判決などを受けて、議会の名のもとに、選管委員など行政委員の報酬のあり方の検討を報酬審等にゆだねるよう区側に求める内容の決議を上げてきました。



区は、報酬審委員懇談会における行政委員の職務内容や勤務実態、執行責任、権限等を調査、検討から現行の月額報酬の妥当性を勘案した意見をもって月額報酬を維持するとしました。その際、報酬審委員懇談会の意見では、他の自治体や裁判の動向を注視することをつけ加えています。

大阪高裁判決は、さきの大津地裁判決を踏襲するものですが、判決では、月額制が認められる範囲として、一、勤務量が常勤の職員並み、二、役所外での仕事や待機時間などの拘束時間がある、三、勤務量の認識が困難、四、勤務や地方の実情に照らして特別な事情があるなどの基準を示し、勤務実態が五日弱の選挙管理委員長については、それなりの負担で、月額制が直ちに違法とは言えないという判断を示しています。

また、大津地裁判決後提出された練馬区や東京都の選挙管理委員の月額制を違法とする住民訴訟では、東京地裁が棄却の判断を出していることが伝えられています。

こうした状況を踏まえるならば、今後の他の自治体や裁判所の判断を注視しながら、報酬審等の意見などもあわせて検討していくことが求められていると考えます。

以上、継続審査を求める立場からの本案に対する反対意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で羽田圭二議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。本三件を三回に分けて決したいと思います。

まず、議案第九十二号についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議案第九十二号は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第九十三号についてお諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって議案第九十三号は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第五号についてお諮りいたします。

本件に対する委員長報告は否決であります。したがって、本件の原案についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立少数と認めます。よって議員提出議案第五号は否決いたしました。

---

○川上和彦 議長 次に、日程第四を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第四 議案第九十四号 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

○川上和彦 議長 本件に関し、福祉保健委員長の報告を求めます。

〔三十一番飯塚和道議員登壇〕（拍手）

◎福祉保健委員長（飯塚和道 議員） ただいま上程になりました議案第九十四号「世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定」につきまして、福祉保健委員会における審査の経過と、その結果についてご報告いたします。

本件は、区立梅丘ウッドペッカーの森の指定管理者を指定するため提案されたものであります。

委員会ではまず、当該障害者福祉施設の所在地と法人所在地が同一であることについての妥当性が問われたのに対し、理事者より、梅丘ウッドペッカーの森は、旧梅丘保健所デイケア終了者の行き場対策として区も積極的に支援し、昭和六十年に家族会が開設した精神障害者共同作業所である。その後、平成五年に現在の場所に移転し、区立精神障害者共同作業所として運営を開始した。さらに、法人所在地を施設所在地が同一であることについては、平成十二年五月に法人格を取得した際に認めた経緯がある。法人所在地のあり方については、今後の検討課題としたいとの答弁がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第九十四号は全員異議なく原案どおり可決と決定しました。

以上で福祉保健委員会の報告を終わります。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で福祉保健委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって議案第九十四号は委員長報告どおり可決いたしました。

○川上和彦 議長 次に、日程第五から第八に至る四件を一括上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第五 議案第九十五号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例外議案三件

○川上和彦 議長 本四件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

〔十八番畠山晋一議員登壇〕（拍手）

◎都市整備委員長（畠山晋一 議員） ただいま上程になりました議案第九十五号から議案第九十八号に至る四件につきまして、都市整備委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに、議案第九十五号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、新たに東京都市計画千歳通り北部沿道地区地区計画の都市計画決定がなされたことに伴い、当該地区整備計画の建築物の制限内容を定めるとともに、規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会ではまず、当該地区における用途と高さ制限の状況が問われたのに対し、理事者より、改正案の別表に示されたB地区、C地区については用途の制限は加えていない、高さ制限は、A地区は三十メートルに、B地区は二十五メートルに、C地区については、地区計画に合わせ第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に変更したため、高さ制限は十メートルから十二メートルに変更になっているとの答弁がありました。

また、当該地区での建築物の現況について問われたのに対し、理事者より、当該地域における建物の現況についてはほとんどが三十メートル以下の建物である。中には、制限規定を超えるマンションもあるが、建てかえの際には、今回の改正による制限規定に適合させていくことになるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、無党派市民より「現況での建物の高さを踏まえれば、高さ三十メートルは高過ぎる。地区計画を定めるに当たってもっと厳しく制限をかけるべきであり、反対する」との表明がありました。

引き続き、採決に入りましたところ、議案第九十五号は賛成多数で原案どおり可決

と決定いたしました。

次に、議案第九十六号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、世田谷区立二子玉川東公園を設置するため提案されたものであります。

委員会ではまず、維持管理経費の軽減に向けた地元との協力関係について問われたのに対し、理事者より、区立公園の維持管理については原則区が行うものであるが、地元の協力が得られた場合は管理協定を結び清掃等維持管理に協力をいただいている事例もある。当該公園の周辺には、まだ生活している住民が少ないため、今後、状況を見ながら検討するとの答弁がありました。

また、設置場所の選定の経緯や公園の機能について問われたのに対し、理事者より、当公園については、平成十二年の二子玉川東地区地区計画の都市計画決定に基づき設置することになったものであり、環境や快適性を考慮しながら、全体の計画の中で広場や歩行者通路などを設置したものであるとの答弁がありました。

さらに、公園内のスロープの高低差とスロープを設置した理由が問われたのに対し、理事者より、高低差は約六メートルあり、全体の配置の中で公園として必要な施設としてスロープを設置したとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、自由民主党より「六メートルの高低差を克服するためのスロープ設置はバリアフリーの観点から理解するが、今後、同様なケースの場合には、エレベーターの設置も視野に入れた検討を要望し、賛成する」、民主党より「当該公園がマンションのためだけに必要な公園ということではなく、提供を受けた公園ということもわかるよう、しっかりと表示することを求め、賛成する」、日本共産党より「そもそも二子玉川再開発の計画に反対であり、マンションを設置することから、それに必要な通路とスロープの機能を持たせており、提供公園にふさわしいものとは言えないことから反対する」、生活者ネットワークより「路面や手すりにつ

いても子どもたちが遊ぶことも視野に入れ、さまざまな使われ方を想定した万全の安全対策を求め、賛成する」、無党派市民より「開発によって困る人への配慮も必要である。公園として区民がきちんと利用できるように提供公園にふさわしい整備をすべきであり、民間の開発側に有利に提供公園の制度を運用していることから反対する」との表明がありました。

引き続き、採決に入りましたところ、議案第九十六号は賛成多数で原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第九十七号及び議案第九十八号の特別区道路線の認定二件について、一括して申し上げます。

本二件は、いずれも新たに特別区道路線を認定するため、道路法の規定に基づき提案されたものであります。

委員会ではまず、議案第九十七号について、当該道路と環状七号線に挟まれた地域の現況が問われたのに対し、理事者より、一部にはビルの建築計画があり、南側には駐車場とビルがあるとの答弁がありました。

また、計画されているビルの高さが問われたのに対し、理事者より、認定道路とかわりがないため詳細は把握していないとの答弁がありました。

さらに、環状七号線の沿線地域の高さ制限について問われたのに対し、理事者より、用途地域は近隣商業地域になっており、建物の高さ制限はない。高さは敷地の条件等によって変わってくるとの答弁がありました。

続いて、区画道路の考え方が問われたのに対し、理事者より、地区計画の中で生活道路として位置づけられている道路であるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、議案第九十七号について、無党派市民より「高層の建物の計画が出てくる可能性のある場所であり、すぐ近くの建物の計画が示せないのは問題であり、反対する」との表明がありました。

引き続き、採決に入りましたところ、議案第九十七号は賛成多数で、議案第九十八号については全員異議なくそれぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本四件を三回に分けて決したいと思います。

まず、議案第九十五号及び第九十七号の二件についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本二件を委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議案第九十五号及び第九十七号の二件は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第九十六号についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議案第九十六号は委員長報告どおり可決いたしました。

次に、議案第九十八号についてお諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって議案第九十八号は委員長報告どおり可決いたしました。

-----

○川上和彦 議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります追加日程第一から第三に至る三件を本日の日程に追加し、ここで議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本三件は本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。

-----

○川上和彦 議長 これより追加日程第一を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第一 議員提出議案第四号 世田谷区議会

議員定数条例の一部を改正する条例

○川上和彦 議長 本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

〔五十番菅沼つとむ議員登壇〕（拍手）

◎議会運営委員長（[菅沼](#)つとむ 議員） ただいま上程になりました議員提出議案第四号「世田谷区議会議員定数条例の一部を改正する条例」につきまして、議会運営委員会での審査の経過とその結果について、ご報告いたします。

本件は、社会情勢や区民感情等を踏まえ、来年四月の改選期に向けて、世田谷区議会議員定数を五十名に変更するため提案されたものであります。

委員会ではまず、十二月一日に提案者より提案理由の説明を受け、質疑を行いました。また、翌二日に区民など第三者の意見を聞くため、賛成、反対の立場のそれぞれ二名、計四名の参考人の意見聴取を行うなど、審査をまいりました。

この二日間にわたった委員会では、まず、提案理由に対する質疑として、社会情勢



と区民感情を踏まえ、定数削減を必要とした理由が問われたのに対し、提案者より、バブルがはじけ、厳しい財政運営が迫られていた中で、区としても職員を六千名から五千名に削減した経緯がある。その際、議会側も当時の定数五十五名を一割削減し五十名とする議論があったが、最終的には、最大公約数である三名の削減とし、現在の五十二名となっている経緯がある。提案者としては、八年前から議論は引き続いていると考えている。さらに、一昨年のリーマンショック以来の急激な歳入の落ち込みにより、三年後には基金が底をついてしまう状況の中で、やはり議会として範を示すべきということで定数削減の提案を行ったとの答弁がありました。

次に、議会制度研究会での参考資料である雑誌「ガバナンス」に掲載された山梨学院大学江藤教授の議員定数に関する記述に対する提案者の見解が問われました。その内容は、議員定数は自治の問題としてとらえなければならない。多くの議会で行われている行政改革の論理での定数削減は、表面的には住民の賛同を得られるかもしれない。しかし、議会改革を行政改革の論理で行うことは本末転倒である。議会改革の促進こそが行政改革を進めることができる。議会のパワーアップの視点から定数を議論することが必要である。議会改革を踏まえず、時流に乗って定数削減を促進することは、議会の自殺行為であるし、結局、住民自治にとっての背信行為になるとあります。

これに対して、提案者より、その教授の見解、見識だと思うが、本末転倒だと思う。議会改革の中で議員定数というものは、議会を規定する一つの大きな問題であり、常に我々は議論している。今回は、行財政改革という一つのテーマを理由にしたが、それだけではない。議会制度研究会の中でも議会基本条例等を議論しているし、これからも議論していくこととなっている。その一方で、現状の議会定数というものを議論しないということは、逆に議会の責任逃れであり、議会の中でこの定数問題についてはしっかりと議論を展開すべきと考える。また、他の提案者より、雑誌の文献を引用した質問の中で、定数削減は、表面的には住民の賛同を得られるかもしれないと

述べられているが、表面的とか、表面的でないからということで、その住民の意思を疑うようなことを発言するのは、議員の見識として間違っていると思うとの答弁がありました。

また、企画総務委員会で審査された選挙管理委員の報酬に関する条例について、拙速に一部の議員で提案したことを指摘した会派であるにもかかわらず、議会制度研究会で、この六月から五回にわたり議論を重ねてきた中で合意に至らなかったものを提案した理由が問われたのに対し、提案者より、議員定数については、平成十四年での削減のときから、五十五名から一割削減の五十名とすることを目標としており、引き続き日ごろの議員活動においても、区民との話し合いの中で一つの大きな課題としてきた。そして、今回五十名とすることで多くの議員の賛同をいただき、議員提出議案として提出させていただいた。議員定数は、今回改正しないと四年先になってしまうという事情があり、選管委員の問題とはケースが違うと考えているとの答弁がありました。

さらに、議員定数問題については、議会制度研究会で五回にわたり議論を重ねてきた経過があるが、議論の結果とは関係なく、年内には提案することを考えていたのが問われたのに対し、提案者より、もともとそういう考えを基本的に持っており、選挙公約に明記した人や、本会議で明言してきた会派もある。ただし、基本的には、より多くの方の賛同をいただきたいということは当然であり、議会制度研究会の中で一定の結論が出ればよいと考えていたが、結果として合意に至らず非常に残念なことであるが、来年の選挙を踏まえた上で、今しかないということで決断をしたという経緯であるとの答弁がありました。

また、議会制度研究会での議会制度改革の全体的な観点から定数を考えるべきという議論に対する認識が問われたのに対し、提案者より、確かに議会制度研究会の中では、世田谷区議会としてどう改革をしていくのかという真摯な議論が交わされたと認

識している。来期以降も議会制度研究会が存在すれば、しっかりと時間をかけて議論すべきだと思っている。ただ、今回の議員定数については、残念であるが、そのこととは切り離して提案に至ったということであるとの答弁がありました。

続いて、議会の権能を高めていくための議会改革に対する提案者の取り組み姿勢について問われたのに対し、提案者より、当然、私たちも議員のあり方、定数を含めて、これから世田谷区議会をどうやって活性化していくのか、また、チェック機関としての機能向上ということも含め、どのような方法でこれから議会改革を進めるかを真剣に検討していくべきと考えている。来期以降も議会制度研究会という場があれば、当然検討していくべき課題であるとの答弁がありました。

また、議員報酬の現状や、議会OBからの選挙管理委員選出などを踏まえた議員特権に対する認識が問われたのに対し、提案者より、議員活動を行っている中で、質疑者が言われる特権をいただいているという認識はないとの答弁がありました。

続いて、区の人口が増加している中で、議員を削減することに対する認識が問われたのに対し、提案者より、人口が増加していても議員の資質をみずから磨くことにより対応できる。また、他の提案者より、他区と比較するのではなく、世田谷区自体が議員を減らすのかどうかという視点で議論すべきである。さらに、他の提案者より、今は区民の意見を聴取するための情報の伝達手段がかなり幅広くなっていることから、人口増加に伴い定数をふやす必要はない。また、他の提案者より、議員数が多く、だれが何を言っているのかわからないという声を聞く。議会の透明化の観点からも、議員数を絞ることで議員活動が明確になる効果が得られるとの答弁がありました。

また、今回の定数削減による財政効果が問われたのに対し、提案者より、一人当たりの削減経費は一千四百六十六万円余りである。実際の議会費としての削減効果は全体から見れば少ないかもしれないが、重要なのは、厳しい財政状況の中で議会も努力しているということを区民に知っていただくことであるとの答弁がありました。

さらに、公聴会の開催に反対した会派が定数削減を提案していることに対する見解が問われたのに対し、提案者より、我々は区民の負託を受けて、議員としての正当な権利である五人以上の賛同者をもって議員提出議案という権利を行使している。議員を減らしてほしくないという区民の声を聞いているならば、逆に議員提出議案を提出すべきである。議員提出議案を提出しないのは、区民から見れば議員の権利放棄であるとの答弁がありました。

以上で、提案理由説明及びそれに対する質疑が終了し、十二月一日の議案審査を終了いたしました。

翌十二月二日は、前日に引き続き議案審査を行い、まずは四人の方から意見聴取を行っております。それぞれの意見の概略を申し上げます。

まず、最初に意見を聴取した廣瀬克哉参考人の反対意見について申し上げます。

議員の定数とは、議会に求められる活動や議会が果たそうとする役割、また、自治体の規模によって必要となる人数も違ってくるが、区民の参政権に直結する論点であり、区民の意見を十分に反映して決めることが求められる。

また、提案された定数を五十二名から二名減らす考え方は、近年での世田谷区議会議員選挙の票数から見ると約六千票以上の票を区議会に反映させなくするという選択でもある。こうした意味を踏まえ、今後、区民の意見をどう丁寧に吸い上げていくのか、また、区議会が活動していくために、なぜこの人数が必要かということ積極的に区民に説明した上で議員定数を定めていくべきである。

今回提案された議員定数は、提案理由において、人数の根拠についての明確な基準が示されていないこと、また、どのような議会活動を行うための人数であるかの説明がないこと、さらに、人数の根拠について、区民の意見を聴取する手続を抜きに提案されていること、以上の点において反対であるとの意見でした。

次に、福田紀彦参考人の賛成意見について申し上げます。

地方分権時代、地方主権時代の中で、議会が強くなることが地方自治の向上につながると考えている。議会自体を強くするには、住民からの信頼度と議会の機能を高めていくことが重要である。地方自治法の改正により、専門的知見の活用や複数の常任委員会への所属が可能となった。これらを活用していけば、議員定数を削減しても議会の機能は果たせると考えている。また、議員を削減することによって、議会全体としての意見一致が見られるようになる。議会全体としての合意形成が作りやすくなり、その上で、首長等とちょうちょうはっしの議論をやっていくことが住民福祉の向上につながると考えている。

以上のような観点から、今回提案されている議案について、方向性として賛成である。

続いて、伊藤久雄参考人の反対意見について申し上げます。

議員定数は極めて重要な課題であり、全会一致を目指して議論を継続していただきたい。現在行われている地方行財政検討会議での議論や全国各地での議会基本条例の策定に向けた動きなどは、まさに議会が果たすべき役割や執行機関との関係をどのように改革していくかという考え方が背景にある。

議員定数については、二元代表制の一方の側として、あるいは住民の縮図としてどのように区民の総意を議会に反映していくのかという観点を初め、議員や議会のあり方、区長部局との関係、議員報酬のあり方、議会事務局機能のあり方など、今日のさまざまな情勢を踏まえた全体の議論を通じ可能な限り議会の総意で決定していただきたいと願うものであり、反対との意見でした。

最後に、広瀬淡参考人の賛成意見について申し上げます。

世田谷区は、厳しい財政状況の中、職員定数を六千名から五千名に削減した。一方、議会は八年前に五十五名から五十二名への定数削減を行ったが、行政の取り組みに比べるとまだ弱いと言わざるを得ない。

議員定数については、区民の代表として世田谷の未来を託され、議会の仕組みや権能を熟知している議員自身の多くが賛同する数が現時点での適正な定数であると考えられる。議員一人当たりの人口が多くとも、議員の資質向上があれば十分補うことができるのではないかと。定数五十五名からの一割削減は、厳しい経済状況に置かれている区民としては、最低限やり遂げてほしいので、本議案に賛成するとの意見でした。

このように四人の参考人からの意見聴取が終わった後、これらの意見を踏まえ、提案者に対する補完的な質疑を行いました。

ここでは、定数を五十二名から五十名に減ることによって六千人の票が区議会に反映されなくなるとの参考人の意見に対する考えが問われたのに対し、提案者より、五十名の定数で選挙を行うのであれば、それは二名分が失われた票とは言えない。また、他の提案者より、議員定数が減ることに対し、区民意見が反映されないということについては、我々議員の住民に対する説明責任なり、議会活動で補うべきものであるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、自由民主党より「現在、社会経済状況は円高や株安の状況にあり、失業率も高いなど、依然として景気低迷が続いており、区の財政状況も大変厳しい環境にある。我が党は、平成十四年にも、賛同する会派とともに、議員定数を五十五名から五十二名に改める提案をした。当時、バブル崩壊後の厳しい財政状況が続く中で、区に対して十年間で千名を目標とした職員定数の削減など行政改革を求めていたことから、議会としてもみずからその姿勢を示すべく、議員定数の一割減を目標としたものである。本来、五名の削減が目標であったが、合意のための最大公約数として、最終的には五十二名と判断した。その後、区においては千名を超える職員定数が削減され、さまざまな行財政改革が行われる一方で、我が党は、選挙や日々の議員活動の中で議員定数削減を訴え続けてきた。また、参考人の意見聴取で述べられた合理的な改正理由が必要であるという点については、五つの常任委員会と

重立った会派の数から五十人が適当との考え方もある。さらに、今回二名が削減されることで区政を停滞させるような大きな支障が生じるとは考えにくい。以上のことより本案に賛成する」、公明党より「平成十四年の議員定数の見直しの際、定数五十五名から一割を削減すべきと公言した。以来八年間、問題意識を持ちながら区民の声を常に聞き、その声をもとに協議を続けてきた。よって、区民不在との認識は全くなく、我が党が推薦した参考人が唯一の区民として意見をいただけたことは、八年間の積み重ねの一つの結論である。ただ、昨年十二月から議会制度研究会を始めるに当たり、我が党としては議員定数や費用弁償、報酬については単体で議論するのではなく、地方主権が求められる中で、議員一人一人の力を高めることなどを含めて総体で議論をすべきと主張してきたが、当時の状況の中で、費用弁償のみで議論を進めざるを得ず、今回の議員定数についてもその流れの中で一定の結論を出すこととした。また、区民の声を聞くことについて、急に聞くということになれば、区民も困惑することから、我々は常日ごろから声を聞くという姿勢を持つことが重要である。区民の負託を受けているかどうか議員自身が区民の声をもとに政策を提言し、その取り組みを広報する中で問われることになる。最後に、議会制度研究会で積み残した課題については、来期、引き続き議論していくべきであると申し述べて、賛成する」、民主党より「我が会派八名のうち七名が一期生であり、それぞれ選挙の際には、現職ではない立場で地域の方々のご意見に耳を傾けて、議員はこうあるべきと新鮮な気持ちで今期に臨んでいる。議員定数に対する区民の意見としては、議員数は多いという意見が強かったと認識している。区民の立場で述べられた参考人からの意見は、まさに日ごろから聞いているご意見そのものであり、多数派の意見の代弁であったと感じている。また、議会としてなるべく総意をもって取り組むべきとの参考人の意見があったように、議会制度研究会での取り組みを重視してきた。この中で、議員定数については両論併記となったが、五十二名から五十名に削減すべきという方々の意見の一致もあり、二名削

減は適切であると考えている。区民の声を聞くことについても重く受けとめており、参考人招致という形で区民の方とあわせて専門家からの意見を聞くことができた。その中では、定数削減に反対された意見よりも、区民の立場で意見を述べられた参考人による定数を削減すべしとの意見のほうが説得力があった。以上のことより、本案に賛成する」、日本共産党より「区議会議員の削減は、区民の願いや声を区議会に届ける議員を削減するものである。地方議会とは、直接選挙で選ばれた議員が住民の代表として地方自治体の意思決定を行う機関であり、その役割は、住民の意思や願い、要求などを踏まえて、自治立法権に基づく条例をつくることを初め、区長など、執行機関に対する批判、監視を行うことである。議員定数の削減は、議会本来の役割や区民参加の民主的議会という点から逆行するものであり、反対である。定数削減の理由として、経費削減のため議員も身を削るべきと主張しているが、経費削減ならば、二十三区で最高額になっている政務調査費こそ削減すべきであるのに、自民党や公明党などはこの政務調査費の削減に反対している。定数削減は、区民が選挙で選べる議員を削減するもので、選挙での死に票をふやすこととなり区民の権利に大きくかかわることから、審査の最低限のルールとして公聴会の開催を強く求めてきた。参考人の意見聴取でも公聴会を行うべきとの意見が多数であった。しかし、自民党、公明党、民主党などは、区民にとって大変重要な議案であるにもかかわらず、公聴会の開催を拒否するという態度であった。昨年四月に陳情を議会で審議することを拒否しようとした自民党、公明党が、今度は議員を減らそうというものであり、区民不在の世田谷区議会をねらったものである。今回の定数削減の議案は、内容でも審査のあり方でも全く区民不在で、数を多数に強行しようとするものであり、許せない。広く区民の意見を聞いて結論を出すべきであることから、継続審査を求める」、生活者ネットワークより「自治法の抜本改正が間もなく示されるところであり、地方議会のあり方も見直される。議会に求められているのは、住民の意思を行政に反映させるための二元代表制



機関としてその機能をさらに充実させ、強化することにほかならない。財政改革の観点からの定数削減であるならば、あわせて議会の機能を高める方策も提案すべきである。参考人の廣瀬氏は、議会のミッションと議会に求められている活動を明らかにし、必要な人数を定めるべきと述べられた。参考人の伊藤氏は、自治法の抜本改正において、議会のあり方がテーマとなっており、議会改革全体の中で定数を議論し全会一致を目指すべきと述べられた。賛成意見を述べた福田氏も、住民からの信頼を高めるための定数削減であり、議会の機能を高めることに重きを置くべきと指摘され、区民の立場から賛成意見を述べた広瀬氏も、定数削減は区民の声を酌み上げる力を高めて補うべきと述べられた。今後、議会改革を進める中で、改めて定数について議論をするべきである。また、公聴会については再三要望してきたところであるが、三人の参考人もその必要性、重要性について言及しており、区民などからも開催を求め、緊急要請が出された。議会制度研究会からもその公開された会議録で、議案の提出に先立って、区民の声を聞く場を要望していたことが明らかになっている。区民の参政権にかかわり、区議会のあり方の根幹である定数をどうするかという非常に重要な案件の決定には公聴会の開催が必要であることを改めて申し上げ、本案の継続審査を求める」との表明がありました。

そこでまず、継続審査との意見があったことから、継続審査を諮ったところ、賛成少数のため継続審査とすることは否決されました。

その後、採決に入りましたところ、議員提出議案第四号は賛成多数で原案どおり可決と決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

---

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により一人十分以内といたします。

発言通告に基づき、順次発言を許します。

二十四番上川あや議員。

〔二十四番上川あや議員登壇〕（拍手）

◆二十四番（上川あや 議員） 議員提出議案第四号「世田谷区議会議員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を申し上げます。

本提案に対する私の基本的な考えは、もっと丁寧に時間をかけて審議を行うべき内容である。つまりは、なお継続とするべきであるというものです。

今回私が継続して検討していくべきと考える理由は主に二つからなります。

第一に、議会の定数をどのように定めるべきかの議論の前段には、議会がそもそもどういった使命を持つものであるのか。また、その機能を十分果たすためにはどのような組織が望ましいのか。また、その組織を構築した上でどのような議会運営を行うべきであるのか。さらに、それらを総体として機能させる上で、必要かつ、できれば十分な議員数は世田谷区議会の場合、本来何人であるべきなのかといった根本的な議論があってしかるべきであると考えました。

ところが、今回の定数削減の提案説明からは、それら一切の考察、説明がきれいさっぱり抜け落ちていると感じました。これでは本来の責任ある提案、議論とは言えないのではないかというのが私自身の率直な感想でありました。これがまず今回の議決が拙速であると考え理由の第一です。

次に、議員の定数のあり方は、とりもなおさず議会制民主主義の根幹にかかわる議論です。区民の参政権に直結する議論でありますので、当然区民の意見を十分に反映できる方法を考えた上で、その変更の要否を検討していく姿勢が求められるものと考えます。ところが、至極当然とも思えるこうした論理が、今回の提案議員の大多数に

は通用しないようであります。

議員定数を変更するに当たり、区民意見を広く聞くべきことについては、かねてより開かれてきた議会制度研究会の最終の座長取りまとめにおいても、「では、もう一度確認いたします。定数について両論併記で報告するとともに、議運において区民等のご意見を聞く場を設けることを要望するという事で、議会運営委員会のほうに持ち上げたいと思います」と三度にわたり議事録に明記されておりました。ところが、一たん議論の場が議会運営委員会に移ると、この申し合わせはほごにされております。以後、議運では六つの会派が繰り返し、区民に広く意見表明を認める公聴会の開催を求めてまいりましたが、今回の定数削減を提案した中心会派の方々は、そろいもそろって公聴会の開催に否定的であり続けました。

以上、二点の問題点に関しては、昨日、本議案に反対する立場から意見陳述をくださった法政大学の廣瀬教授がご紹介になっていた先進自治体の定数再検討の取り組みと当区の現状との比較から、本提案の論理の稚拙さ、議論の閉鎖性がいよいよ明らかとなります。

埼玉県所沢市では、昨年二月に議会基本条例を制定、その中には、議員定数の変更に必要な手続も定められているというのが廣瀬先生のご説明でした。具体的には、「委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。」と市条例はしており、また、「前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。」とも定められているとのことでもあります。つまり、議員数の基準、論拠の明示と市民に開かれた議論が定数変更にとって不可欠な要素であると条例は定めているわけです。

廣瀬教授によりますと、この条文決定の背景には、さかのぼること四年前の議員定数変更をめぐる議会のごたごたがあったとのこと。具体的には、市条例の当時の

定数三十六に対し、議員提出で六減、二減、四増の三案が同時提出され、会派間で討議は行われたものの、どの提案もなぜ何名が必要かというそもそもの根拠を欠いて議論をしてきたために、単なる数字の議論のみに話が終始し、合意形成に失敗、その結果、すべてが否決になっている。この失敗の経験が、前出の議会基本条例の文面に生かされているとのことでした。

翻って、今回の区議会の定数削減二の提案理由はといえば、全くもって五十議席であるべきとする数字の論拠が薄弱であります。過日、本会議で行われた提案者の説明によれば、平成十四年に議員提出議案により、定数五十五名から五十二名に定められた経緯がある。その後も定数をさらに削減するべきとの議論があった。定数については、各議員さまざまな意見があるが、いずれの数字も明確な基準、論拠を持つものではないと数字のあいまいさを認めておりました。また、その後、議運で行われた提案理由の説明によれば、最大公約数として五十としたといった極めてあいまいな説明であります。

議会制度研究会のこれまでの議論の経緯を読み返しましても、今回共同提案する議員の側にあった定数のあるべき数というものは、そもそもばらばらであります。ある会派は端数を単純に切り捨てた定数五十、またある会派はもっと大きく踏み込んで定数四十、はたまたある会派は思い切って議員数を半減させる二十六を主張しております。つまりは、全くの呉越同舟のグループがとりあえず五十と決めたということだろうと考えます。

実際、議研の議事録のどこを読んでも、なぜその人数が必要であるのかについての議論はどの会派も言及してはおりませんでした。結局、ただ減らすべきだとそれぞれの意気込みを示しただけのことではないのでしょうか。これでは、今回の定数削減提案が、単なる議会改革をアピールするためのアリバイづくりと受けとめられても仕方がないものと考えます。論理的な議論の積み重ねがあつて、定数の結論が導き出され

たとは、とてもではありませんが、思えません。

また、廣瀬先生がご紹介くださったもう一つの自治体、会津若松市では、議会基本条例に基づいて市民との意見交換会という活動を議会としてこれまでも行っている。その活動は、議員が一サイクルにつき、市内の十五カ所の公共施設等を回り、直接市民の方々と意見交換を行うものであるとのことでした。

一昨年八月のこの意見交換会で、議員定数やその報酬についてどう考えるのかとの市民要望が多かったことから、議会では、昨年一月からことし十月にかけて二十五回にもわたり公募市民二人を含めて議会制度検討会を立ち上げ、そのあり方も検討し続けているとのことでした。

昨年は一度その中間報告をも行い、市民を交えて意見交換会を行っている。そして先月は、議会広報において検討の経過を広く公表し、市民意見を求めているとのことでした。こうした姿勢こそ本来求められる開かれた議会のあり方ではないのでしょうか。

一方、今回の区議会における定数削減提案は、突如議案が提出されたことにすら、その経緯、内容を広く区民に周知し、議論していこうという努力が払われておりませんでした。それどころか、区民を交えた公聴会の開催を求める六会派の求めに対しても、ただ一回の公聴会開催に関しても、提案者の大多数は同意しようとはしないというひどいものでありました。

こうした論拠薄弱で拙速な条例提案は、区民の参政権を軽視し、また阻害するものであるとしか受けとめられません。この問題はもっと時間をかけて議会そのものの役割とは何なのかから説き起こして論じられるべきです。公聴会の開催を初め、区民参画の機会の保障をできる限り伴って議論をしていくという姿勢がそのスタートラインとしてあるべきです。現時点での提案は、それら基本となるスタートラインにすら達していないものと考えました。

よって、本提案につきましては、なお時間をかけて議論していくべきであると私は考えます。

以上を申し上げて、レインボー世田谷の意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で上川あや議員の意見は終わりました。

---

○川上和彦 議長 次に、二十三番木下泰之議員。

〔二十三番木下泰之議員登壇〕（拍手）

◆二十三番（木下泰之 議員） 議員提出議案第四号に反対の立場から討論をいたします。

さて、定数削減については八年前にもありました。当時は五十五名の定数が五十二名に、三名削減されました。その際の議事録を読み返しました。新しい議員の方もたくさんいらっしゃいますので、平成十四年九月議会での当時の私の反対討論を紹介いたします。

今本当に問題なのは議員の数なのかということが、今回の削減問題に対する私の疑問です。そして、なぜ三名なのか、十名ではなく、五名でもなく、三名なのか。今回の削減案は、議会制度等研究会の議論が尽くされないうちに、唐突に議員定数削減のみが、議員定数・議会制度等研究会の座長も務めた議員も含めて三十名から提出されたということでもあります。少なくとも議会制度等研究会では、議会改革のあり方がさまざまな角度で討論されてきました。その討論も半ばで、研究会の座長までが勝手に三名削減案なる提案をしてくること自体がおかしい。これは党利党略による削減案だと断定せざるを得ないのであります。

私は今、議会と議員に本当に必要なことは、行政を徹底的にチェックする機能を議会みずからに与え、立法府本来の立法機能を実質化していく能力を議会みずからに与

えることであるというふうに考えています。

私は議会制度等研究会においては、行政を徹底チェックする意味で、最低限これはぜひとも必要という思いで文書質問制度の導入を提案してまいりました。国会においても、都議会においても、都道府県レベルの地方議会においても、文書質問は保障されております。文書質問が実現すれば、区政への疑問を質問時間の制限にかかわりなく聞くことができます。このことの実現だけでも、行政へのチェック能力は格段に高まるはずであります。私は、世田谷区議会が一般質問に制限時間を設けている以上、これを補完する文書質問が必要不可欠であると考えたからであります。

ところが、議会にとってはよいことづくめであるはずのこの文書質問の提案はなかなか実現する運びにはなりません、これはどうしたことでしょうか。現在、世田谷区の職員約六千名に対し、議員は五十五名、国会と違って、議員には秘書がつくわけでもありません。区議会の事務局は区職員の出向者であるから、本来的に行政側の人材であります。区議会事務局長ポストは後の総務部長候補とさえなっております。しかも、国会の場合には、行政からは一応独立し、独自採用された職員が立法調査や委員会調査を行っており、また、国会図書館のレファレンス職員も調査を援助してくれるようなシステムを持っておりますが、区議会議員の場合、十分な機能は持ち合わせていないのが実情であります。

また、国会も含めてそうなのでありますが、官僚法学の解釈により、本来的には存在するはずの議員の調査権は、議会の調査権にすりかえられ、議決がなければ調査権は発動できない仕組みになっております。行政与党の多数会派が存在する以上、資料要求の議決が得られないことが常態化しておりますから、行政文書にすら議員の調査権が及ばない状況のもとで、行政チェックを本来の意味で果たすことはできませんし、ましてや立法府活動が可能であるはずがありません。

そういった困難な中では、闘わずしては行政監視をすることはできません。行政と

くされ縁を持たない一人会派だとの自負を持って私は仕事をしてまいりました。そうやって自負を持ち、頑張って仕事をするとうどうなるか。三十分の一般質問の持ち時間を十分に減らされ、区が関与するまちづくり協議会の役員の建築違反や公害防止条例違反を追及すると、数の力で言論弾圧を受け、発言取り消しを拒否すると問責決議ということになる。

結局、当事者からも訴えられ、私の方が一審で勝ち、二審で勝っても、最高裁まで問題を引っ張られる。二審の東京高裁が、議会での言論は一般的なプライバシー保護にまさるとの判決を示し、木下の言論には何らの問題はないと太鼓判を押してくれ、最高裁はこれを支持してくれたわけでありませけれども、議員の権能としてはイロハに属することを、下条議員を除き、どの議員も守ってくれようとしなかったわけでありませ。

また、議員としての調査権を広く認め、文書質問も含め一般質問の自由が十全に保障されたならば、たった一人の議員からでも議会は変わり得るのだとは思いませんか。残念ながら、現在は問題を徹底チェックする場合は、議員でありながら裁判所に訴え出るという形をとらざるを得ない。私は何も好きでしょっちゅう裁判をやっているわけではありませ。行政与党あるいは族議員が存在する、そして妨害する、そういったことから、真実の追及は法定の場でということになってしまうのでありませ。

議会は本来立法の府でもありますから、立法機能を果たさなければならないことは言うまでもありませ。しかし、日本の場合、国会ですらもそのように位置づけられてもいなければ、国民からそう見られてもいないのでありませ。そうであるからこそ、この肥大化した行政国家の中では、議会及び議員の権能は高められこそすれ、低められるべきではないと思うのでありませ。

時間の都合で一部割愛しておりますが、反対討論の中では次のようにも強調しております。



繰り返しになりますが、本当に必要なことは議会、議員の権能強化のための改革です。私たちは行政国家の袋小路から抜け出す道を探し出さなければなりません。要は、真の意味での議会抜本改革のためのコンセプトを確立することにあります。質的な改革を何ら議論せず、三名のみの削減をするということは、政治的に見れば、議論はこれで終わりにしてしまうというのに等しいのであります。

以上、八年前の反対討論を紹介させていただきましたけれども、八年前の反対討論がおおむねこのまま返して言ってもおかしくはないのではないのでしょうか。危惧していたことは的を射たものでした。定数削減のみちまちまと行われていて、抜本改革については何ら着手されておられません。

八年前にも提唱していた文書質問の導入については、当然のことながら、今回の議会制度改革委員会の中でも提唱し続けてまいりましたけれども、このことさえいまだに議会研究会で議論されておられません。

昨年、自民党を中心とする政権から民主党を中心とする政権へと本格的な政権交代がありました。コンクリートから人へのスローガンのもと、土建行政国家からの政治主導による転換を表明して登場した民主党政権が、その公約を果たせず、失望の目を持って見られております。政権交代にもかかわらず、この国の支配者が財界、銀行と結びついた官僚や役人であって、政権をとった政治家が余りにも無力であるという構図がだれの目にも明らかになってしまったのがこの一年ではないのでしょうか。

この状況を打破するためには、政治家が議会制度改革を通じて国民や市民と結びつきを強め、官僚、役人の専横をやめさせ、行政をコントロールするすべを一つ一つ獲得していくことこそ必要であります。

地方自治にあっては、強大な権限を持った行政に対し、議会は自治体住民の主権を擁護し、行政をチェックする能力や権限を強化することこそ必要なのであって、執行機関の代弁者として振舞うことは断固排除されるべきなのであります。

今回の議員削減について、提案者はあたかも行財政改革の一環であるかのように説明しておりますが、議会のありよう、あり方、この抜本改革の議論を抜きにした単純な議員削減が行財政改革においてさえもプラスになるかどうかは甚だ疑問だということをおし上げておきたいと思っております。

二元代表制でありながら、区長を追い詰めようとする、それを擁護してしまう、質問について時間が来るとすぐチンというベルを鳴らしてすぐ切ってしまう、こんなことは、しかし、国会ではあり得ない。重要な問題になったら、もしそこで不十分な答弁があったら、それは理事者同士が話し合っ、議会をストップし、そして協議する。そういったことは国会でも行われておりますが、この間、世田谷区議会ではそういったことがきちっと行われたことはない。

また、議員がきちっと議会でいろんな資料について要求しても、これは市民と全く同じように情報公開制度を使って開示請求をし、そういうことさえ言われる。議員に特権があるわけではありませんけれども、少なくとも議員として選ばれた以上は、行政と同じようにそういった文書を見る権限はあるはずであります。しかし、そういったことについて一切できていない。そういったことこそ改革すべきであります。

そういったことを抜きにして、数だけちまちまと変える、そのことだけに（「ちまちまとおれやった覚えはないぞ。失礼だよ、それは。おかしいよ。失礼だよ、それは」と呼ぶ者あり）終始しているのは困るのであります。困るのだ。（「おかしいよ。失礼だよ、それは」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは困るのだ。

○川上和彦 議長 ご静粛にお願いします。（「困るよ、おれは」と呼ぶ者あり）

◆二十三番（木下泰之 議員） だから、議会は行政をきちっとチェックするための改革こそ（「そうだ」と呼ぶ者あり）進めていくべきである、そのことを申し上げて、（「お互いのことをしっかりやったつもりはある。それを何でちまちまなんだよ。失礼だよ、その言い方は」と呼ぶ者あり）私の反対討論といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 ご静粛にお願いします。（「議長、失礼だよ、その言い方は。議会制度研究会がきちっとやっているのに、何でちまちなんだよ、それが」と呼ぶ者あり）ご静粛にお願いいたします。

以上で木下泰之議員の意見は終わりました。

---

○川上和彦 議長 次に、三十五番羽田圭二議員。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕（拍手）

◆三十五番（羽田圭二 議員） 議員提出議案第四号は、議員定数を現行の五十二名から五十名とする内容であります。社会民主党として議員定数にかかわる討論、検討過程から、本案は継続審査とすべきという立場から意見を申し上げておきたいと思えます。

第一に、議会として多様な区民意見を把握することが不十分であったことです。今回の議案、議員定数の削減は、区民の参政権にかかわる問題であり、議会内にも賛否両論の意見があることを踏まえ、広く区民の声を把握した上で議決すべきという見解を明らかにしてきました。

具体には、議案として提出される以前に、公聴会などによって議会が区民意見の把握を行う必要性です。これには、議会における議論が住民にとってわかりにくい、条例制定や改正などの重要内容が区民に伝わっていないなどの指摘があることから、その必要性を強調してきたものです。

多くの議員は参考人招致で足りるといたしましたが、参考人はあらかじめ決められた方を承知するもので、議案内容を公示して、広く区民から公募する公聴会とは質的な違いがあると考えます。本案が議員提出議案によって提出されたことで、議案そのものに対する意見聴取、多様な意見の把握を議会として行う必要性から公聴会の開催を求めましたが、これも実施するに至りませんでした。

第二に、議会制度研究会の討論とその経過から見た、今回議案提案のあり方についてです。世田谷区議会は、約一年間にわたり、現在の議会の改革に向けて、交渉会派と非交渉会派の代表議員を含めて、議会制度研究会における検討、討論を進めてまいりました。

この議会制度研究会では、例えば議員が本会議や招集のある会議に出席した場合に支給されていた費用弁償を検討した結果、全会一致で交通費の実費にすることを確認し、条例改正までに至ったわけです。研究会において意見がまとまらないものについては、両論併記として報告し、今後の課題として議会全体で考えていくことが求められていました。ところが、今回の議員定数削減については、全会一致を見ることなく、両論併記の意見が付記され、議会運営委員会に報告されたにもかかわらず、議員提出議案として出されたことは、極めて残念でならないということです。

一致できない問題は、今回のような手法によって強行するという事ならば、議員間の討論や検討は無駄になると言っても言い過ぎではありません。

第三に、そもそも議員定数問題については、議会改革全体の課題とあわせて検討すべきという見解を打ち出してきました。議会のあり方、機能や議員の役割がさまざまな観点から指摘される中で、住民の声をどう区政に反映していくのかが問われる中で、議会そのものが住民の目からよく見える議会にしていく必要性からであり、議員定数の課題を先送りするための意見ではありません。

多くの議会が取り組み始めている議会報告会や住民との意見交換会、住民とのパイプを密にする取り組みや本会議場の対面式化などが進む中で、議員や委員会の調査活動の強化、議員の質の向上につながっていることは明らかです。こうした議論の延長線上や過程においてこそ、全会一致できる議員定数というものが割り出されていくと思うのです。

今後、世田谷区議会が議会基本条例の制定を含め、議会改革を推進すべきであることをつけ加えて、社会民主党としての意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で羽田圭二議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件を委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議員提出議案第四号は委員長報告どおり可決いたしました。（拍手）

---

○川上和彦 議長 次に、追加日程第二を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第二 議員提出議案第六号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

○川上和彦 議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

五十二番上島よしもり議員。

〔五十二番上島よしもり議員登壇〕（拍手）

◆五十二番（上島よしもり 議員） ただいま上程されました議員提出議案第六号「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書」について提案理由の説明をいた

します。

ことし九月七日午前、沖縄県石垣市にある尖閣諸島沖の日本領海において、中国漁船と海上保安庁巡視船との衝突事件が発生しました。那覇地方検察庁は、公務執行妨害容疑で中国人船長を逮捕しましたが、この逮捕を受け、中国政府がとった種々の対抗措置を前に、その中国人船長を処分保留のまま釈放してしまいました。海上保安庁の撮影した事故時の映像で明らかなように、これだけ危険かつ卑劣な犯罪行為に及んだ中国漁船の船長に対し、国内法を遵守すべき政府ないしは検察庁が、明確な理由を示さぬまま釈放したことは、法治国家として禍根を残すものであり、同時に不条理な圧力に容易に屈する態度を国内外に示すこととなりました。

ご案内のとおり、尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であります。中国や台湾が領有権の主張を突然行うようになった一九七〇年までは、どの国も異議を唱えたことはなく、ここにはもともと領土問題などあるはずがないのです。しかし、今回の中国政府のとった行動と我が国の対応、そしてアジア海域における領有紛争の動向を見るに、我が国の領土が脅かされるのではないかとの懸念が国全体に広がっており、世田谷区民からも同様の懸念が多く聞かれます。

そういったことから、国会及び政府に適切な対応を求めるべく、今意見書を提案するものであります。

お読みいただけたらおわかりいただけると思いますが、今意見書そのものは、現政権を非難することが目的でつくられたものではありません。国の将来を心配する区民の思いを届けるためのものであります。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げ、以上、提案理由の説明とさせていただきます。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

発言通告に基づき発言を許します。

十五番藤井まな議員。

〔十五番藤井まな議員登壇〕（拍手）

◆十五番（藤井まな 議員） 議員提出議案第六号「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書」について、世田谷区議会民主党を代表して、反対の立場から討論をいたします。

本議案の意見書の案文の冒頭に、「今年九月、尖閣諸島付近の海域でおこった、中国漁船と海上保安庁巡視船との衝突事件をきっかけに、日本と中国との間で尖閣諸島における領有権をめぐる問題が起こっている」と書かれております。我が国政府の長年の見解は変わることなく、尖閣諸島は我が国の領土であるというものです。「領有権をめぐる問題が起こっている」という表現は、あたかも両国の間に領土問題が存在し始めたとの誤ったメッセージを国際社会に与えるものであります。尖閣諸島において領土問題は存在しません。

よって、このような意見書を地方議会が国政に対し提出することに反対をいたします。

そもそもこの問題に関して中国の主張をとめられなかったのは自民党の政権のもとであり、こういったことを最後に一言申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で藤井まな議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。（発言する者あり）ご静粛にお願いします。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議員提出議案第六号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○川上和彦 議長 この際、議事の都合により、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

---

○川上和彦 議長 次に、追加日程第三を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第三 議員提出議案第七号 ロシア大統領の北方領土訪問に対し毅然とした外交姿勢を求める意見書

○川上和彦 議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により、十分以内といたします。



十八番 畠山晋一議員。

〔十八番 畠山晋一議員登壇〕（拍手）

◆十八番（畠山晋一 議員） ただいま上程されました議員提出議案第七号「ロシア大統領の北方領土訪問に対し毅然とした外交姿勢を求める意見書」について提案理由の説明をいたします。

ロシアのメドベージェフ大統領が先月十一月一日、我が国固有の領土である北方四島の一つ国後島を訪問した。北方領土は、歴史的にも、国際法上も我が国固有の領土であることは明白であり、ロシアも一九九三年の東京宣言において、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するとの指針を確認している。

旧ソ連時代を含めロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、大統領の訪問は、こうした日露両国間の合意を完全に無視し、ロシアによる四島の不法占拠を既成事実化しようとするものにほかならない。同時に、訪問の背景には普天間飛行場移設問題の迷走、中国人船長釈放問題の失態など、民主党政権がもたらした外交史上例を見ない失墜があることは明白であり、さらなる外交上の失態は我が国及びアジア・太平洋地域の安全保障、経済発展にも重大な影響を与えかねない。

よって、国においては、今般のメドベージェフ大統領の北方領土訪問に厳重に抗議するとともに、毅然とした外交姿勢でロシアに対して臨むよう強く求めるとともに、北方領土問題を早期解決に導くためにも、早急に外交戦略の立て直しを図るよう求めて、今意見書を提案するものであります。

議員各位におかれましては、この意見書への皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

発言通告に基づき発言を許します。

四十八番風間ゆたか議員。

〔四十八番風間ゆたか議員登壇〕（拍手）

◆四十八番（風間ゆたか 議員） 議員提出議案第七号「ロシア大統領の北方領土訪問に対し毅然とした外交姿勢を求める意見書」について、世田谷区議会民主党を代表して、反対の立場から意見を申し述べます。

意見書の文面を確認しますと、「これまでの領土交渉を根本的に再検討し、歴史的事実と国際的な道理にたった外交方針への転換をはかることを強く求める」とあります。我々としては、この「歴史的事実と国際的な道理にたった外交方針への転換」とは何を意味するのか全く理解できませんし、北方領土問題に関しては、長らく自民党政権が解決できなかった問題を現政権が引き継いでおり、現政権はこの問題解決に向けて鋭意取り組んでいるものと認識しております。

よって、この意見書に同意することはできませんので、我々世田谷区議会民主党は議員提出議案第七号には反対いたします。

以上です。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で風間ゆたか議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立多数と認めます。よって議員提出議案第七号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○川上和彦 議長 次に、日程第九を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第九 請願の処理

○川上和彦 議長 本件に関する委員会の審査報告はお手元に配付してあります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員会の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって平二二・三〇号及び平二二・三二号の二件は委員会の報告どおり決定いたしました。

---

○川上和彦 議長 次に、日程第十を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第十 請願の付託

○川上和彦 議長 受理いたしました請願は、請願文書表に掲げましたとおり、福祉保健常任委員会に付託いたします。

---

○川上和彦 議長 次に、日程第十一を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△日程第十一 閉会中の審査付託

○川上和彦 議長 お手元に配付してあります請願継続審査件名表及び特定事件審査（調査）事項表に掲げました各件を閉会中の審査付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本件は閉会中の審査付託とすることに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時三十五分休憩

---

午後九時四十五分開議

○川上和彦 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります追加日程第四及び第五の二件を本日の日程に追加し、ここで議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本二件は本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。

---

○川上和彦 議長 これより追加日程第四を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第四 議員提出議案第八号 公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議

○川上和彦 議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

二十四番上川あや議員。

〔二十四番上川あや議員登壇〕（拍手）

◆二十四番（上川あや 議員） 議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」の提案理由について申し上げます。

この決議を提案するきっかけになったのは、今定例会に上程されておりました議員提出議案第四号「世田谷区議会議員定数条例の一部を改正する条例」を提案、審議する過程において、議会制民主主義の根幹にかかわる危機を感じたからです。

今回の議員定数を削減する条例改正案は、区民の参政権に直接かかわる重要な案件でした。それにもかかわらず、区民に広く意見を募ることもなく、また区民に議案立案の検討過程を報告することもなく、全く区民不在と言えるまま、数を頼んで議員定数の削減が議会で強行されました。このような区民不在の議会運営を今後も繰り返すことは、民意を代表する区議会の自殺行為につながるものと考えます。

そこで、今回区民参画を基礎として議会改革を推進するという世田谷区議会の常識を改めて示す必要があると考えました。

そこで、以下決議の文面を読み上げ、提案いたします。

公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議

議会は区民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、区民の声をくみ取りながら、立法を行い、区政をチェックする機能を果たさなければならない。また、議員間で自由闊達な議論を重ね、区民に信頼される議会活動に取り組むことが議員の責務である。

議会の機能や議員の役割を定める議会基本条例の制定に向けた取り組みを、区民参画で進めることが必要である。

世田谷区議会においても、公聴会の開催などを行い幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進することを決議する。

決議の文面は以上であります。

以上を申し上げて、本決議の提案理由といたします。皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

---

○川上和彦 議長 これより提案理由の説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑についての発言時間は、議事の都合により、答弁も含めて一人十分以内といたします。

発言通告に基づき、順次発言を許します。

四十三番佐藤弘人議員。

◆四十三番（佐藤弘人 議員） ただいま提案理由の説明がありました議員提出議案第八号について質疑をいたします。

決議の内容においては、「議員間で自由闊達な議論を重ね、区民に信頼される議会活動に取り組むことが議員の責務である」とありますが、そのとおり、今般議会制度研究会において、昨年十二月より十六回にわたり議論を重ねてきました。

そこで質問いたします。今回の発端になった議員定数に関する議論については、結果的には六月から五回も研究会を開催してきました。そのプロセスの中で、大変重要な課題でもあるので、先般の第三回定例会会期中においても、ぜひ研究会の開催をと自民、公明、民主、また当時の政策会議の委員ともども要望したにもかかわらず、共産党、生活者ネット、社民党からは同意を得られず、約一カ月半も開催がされませんでした。第三回定例会会期中に一回ないし二回でも開催していれば、公聴会を開くいとまが十分にあったと考えます。議会制度研究会の開催に同意せず、みずからがその機会を逸しておきながら、なぜ突然本日提案に至ったのか、まことに矛盾をしていると思っております。その見解を求めます。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） ただいまの佐藤弘人議員の質問にお答えをいたします。

一つは、開催の日程が合わなかったというふうに記憶をしております。

それから、会期中に公聴会の開催についての質問がありましたが、公聴会の開催は日程の問題ではなく、全体の同意が得られなかったことが原因だと考えております。

以上です。

◆四十三番（佐藤弘人 議員） ただいまの羽田議員の答弁に対しまして、私の質問に答えがなっておりません。というのは、公聴会については、議会制度研究会の中で、その質疑について開催が可能かどうか出席をしていただいた事務局の方にも確認を

しておりますし、なおかつ、会期中においても、さまざま日程が合わないというよりも、何とか合わせて、重要な課題でもあるので議論をしたいということを、最終的には座長、副座長に一任をさせていただきました。

本日朝、理事会、議運ではない議員の方は本日午後、きょうの提案を知った次第でございます。その拙速を考えれば、第三回定例会会期中においても、時間を見つけて開催すること、また議論を重ねることは可能であったと思いますし、その中で一定の同意が得られた可能性があるとは私は考えます。その点について再度質問をいたします。

(拍手)

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） ただいまの質問にお答えをします。

先ほども申し上げましたけれども、議会制度研究会の開催についての相談は、たしか座長と副座長、それから先ほど挙げられておりました社民党、それから共産党、生活者ネットのそれぞれの各議研のメンバーが呼ばれたと記憶しております。そして、その際に開催日程等の調整をされたわけです。そのときに、実はそれぞれの日程が合わないということを（「合わせるんだよ。何で合わせなかったんだよ」と呼ぶ者あり）副座長と座長に申し上げたものでございます。

以上でございます。（「そんな責任回避しちゃだめだ、そんなんで。合わせるのが私たちの仕事だよ」と呼び、その他発言する者あり）

○川上和彦 議長 ご静粛にお願いします。（「きょうはどうなんだよ、きょうは」「何で合わせられなかったんだよ。何で合わせられなかったか理由を言えよ、理由。何あったんだよ、何」「何があったかそれぞれ説明しろ」と呼び、その他発言する者あり）ご静粛にお願いします。



◆四十三番（佐藤弘人 議員） ただいまの答弁を伺いまして、大変残念でございます。きょうの朝、提案をされたこの議案に対して、私たちはこの時間まで合わせて時間のない中議論をしているにもかかわらず、その第三回定例会においては、一体何日時間があったんでしょうか。その中で時間を合わせることは、私たちの努力をもってすれば、こうした重要な課題ということを先ほどから提案者の方が言っているのであれば、それをやるべきことであると、そう考えております。それがこの区議会についての品位であり、ルールである、また、私たち区議会議員としての役割であると思っております。

最後に、そのことについての質問を求めて、私の質疑を終わります。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） 再度お答えいたします。

事実だけを私は言っているわけでありまして、開催日程が合わなかったということで記憶をしております。（「合わせなかったんだろう。合わさなかったんだよ」と呼び、その他発言する者あり）

○川上和彦 議長 ご静粛にお願いします。（「日程というのは全員で合わせるんじゃないのか」と呼ぶ者あり） ご静粛にお願いします。

以上で佐藤弘人議員の質疑は終わりました。

○川上和彦 議長 次に、四十九番すがややすこ議員。

◆四十九番（すがややすこ 議員） 今回提案された議員提出議案を改めて読み上げますと、「議会は区民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し」云々とあります。提案者は、区民の多様な意見を的確に把握する時間を私たちに与えないような条例提案のやり方をしてきました。さらに、「議員間で自由闊達な議論を重ね、区民

に信頼される議会活動に取り組むことが議員の責務である」ということを決議の中にあるにもかかわらず、今回の決議の提出の流れは、区民の信頼を失う、まさに区民不在の条例提案であったということは否めません。

これまでも、議運、理事会についてこの件について答弁を求めてまいりましたが、今の佐藤弘人議員の質疑のように、私たちに対し、提案者が真摯な答弁をしているとは全く思えません。また、明確な答弁をしているとも思えません。

また、今私が行った質問に対して、これまで明確な答弁がありません。そういうことが言えるため、これまでの理事会及び議運の答弁以外で明確かつ簡潔な答弁を求めます。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） すがややすこ議員の質問にお答えしますが、質問の内容がよく理解できなかつたんですが、この間の二日間の議運だとか、それから議会研究会の討論自体は、きょうの私の意見にも申しあげましたけれども、さまざまな意見が交わされた。そして、我々も含めて、非交渉会派も含めて出席をすることができたという点については、評価、感謝をしております。

その中でも、非常に議会改革に向けては熱心な討論がされたし、それから、むしろ今後継続していくことが求められていると思うんですね。したがいまして、そうしたことを踏まえて、今回はこういう提案をしているわけであります。

質問の内容がよくわからないということもつけ加えておきたいと思います。（発言する者多し）

○川上和彦 議長 ご静粛にお願いします。

◆四十九番（すがややすこ 議員） 今の答弁を聞いても、質問の内容がわからないということで一言で終わってしまうということは、本当に全く私たちに対して真摯な

答弁をしていないんだなということを感じました。

次の質問に移ります。

議会改革とは、議会基本条例の制定だけですべてできると思っているのでしょうか。お答えください。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） すがややすこ議員の質問にお答えします。

先ほどの質問は、こちらのほうにいただいている内容と違っていたということもつけ加えておきたいと思います。

今、議会改革は議会基本条例の制定だけですべてできるのかという質問だったかと思うんですが、これは今後の議会に課せられた課題だということは、この間の議研の中でも、それから議運の中でもそれぞれ多くの議員から指摘されてきているかと思えます。その意味では、他の議会が行っているように、さまざま委員会設置だとか、それから特別委員会の設置等、そういうことも含めて考えられていくわけであって、今後のこの議会全体で考えていくべき課題であるということもつけ加えておきたいと思います。

以上です。

◆四十九番（すがややすこ 議員） 今のご答弁の中で発言通告と違うというようなお話がありましたけれども、皆様が出された決議の中では、「議員間で自由闊達な議論を重ね」とあります。私が発言通告の中で求めたことは、質問の趣旨であり、私の質問の内容をきちんとこの場で理解してくださらなかった答弁者にあるのではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。

議研の中で、これまで私たちは議会基本条例についても議論するという事で議論してまいりましたけれども、このような形で決議を出されたということは、今後どの

ようにこの議会基本条例について議論していこうというふうにお考えなのでしょう  
か。お聞かせください。

〔三十五番羽田圭二議員登壇〕

◆三十五番（羽田圭二 議員） すがややすこ議員の質問にお答えをしたいと思います。  
す。

今の質問は、議研で議会基本条例について討論するとしてきたが、今後どのように  
議論をするのかということだと思えます。これは、先ほども申しあげましたけれども、  
この間の議運や議研の討論というのは、議会改革をしていく、つまり今回の定数削減  
の問題でも言われてきたことだと思えますけれども、ぜひ今後、議会全体の課題、議  
会改革全体の課題として考えていく必要があるということだと思えます。その際、議  
会のすべての議員にそのことは課せられている課題だというふうに考えます。

いろいろ他の自治体でも、先ほども申しあげましたけれども、それに向けて特別委  
員会を設置して、条例のその制定に入るのか、あるいは実際にどういう、それに向け  
て、例えば議会報告会をやるのか、あるいは住民との協議、住民との一定の意見交換  
会のようなものを行って、それで条例制定に入っていった議会も数多く私たちも見て  
いるわけですね。ですから、そういうことを含めてさまざま調査研究をしながら進め  
ていくということも、議会全体でやっていけることではないかと思っています。

以上です。

◆四十九番（すがややすこ 議員） 今の答弁の中にありましたように、議会全体で  
議論ということを私たちはこれまできちんと守ってきたにもかかわらず、今回このよ  
うな決議というような形で一方的に出されたことに対しては、非常に私たちとしては  
不信感を持っていますということを申し上げまして、私の質問を終わります。（拍手）

○川上和彦 議長 以上ですがややすこ議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

-----

○川上和彦 議長 これより意見に入ります。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により一人十分以内といたします。

発言通告に基づき、順次発言を許します。

四十八番風間ゆたか議員。

〔四十八番風間ゆたか議員登壇〕（拍手）

◆四十八番（風間ゆたか 議員） 議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」に反対の立場から意見を申し述べます。

我々は議会改革の推進に関して、議会制度研究会を設置し、世田谷区議会が一体となってこれまで取り組んできたものと認識しておりましたし、今回の決議文で触れられている議会基本条例の制定についても検討項目に上がっているものと認識しております。

この議会制度研究会では、各会派の主義主張を超えて、まさに自由闊達な議論がなされてきており、議論の優先順位も含めて検討会出席メンバー間で合意形成を図りな

がら議論を進めてきたと聞いております。

我々はこのような取り組みを重視し、また大事にしていくべきと考えており、議会制度研究会でも議論をしないままこのような決議が突然議案提出されたことはまことに遺憾であります。

世田谷区議会民主党は、決議文にある議会基本条例の制定や公聴会の開催という限定列挙にとどまらず、より幅広い議会改革をより多くの議員が賛同できる形で推進すべきと考えているため、議員提出議案第八号には反対をいたします。

以上です。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で風間ゆたか議員の意見は終わりました。

---

○川上和彦 議長 次に、三十六番唐沢としみ議員。

〔三十六番唐沢としみ議員登壇〕（拍手）

◆三十六番（唐沢としみ 議員） ただいま上程になりました決議案に、社会民主党としての賛成意見を申し上げます。

本案は、世田谷区議会において、公聴会の開催など幅広い区民意見を反映させ、一層の議会改革を推進することを決議するものです。

議会改革の流れは、地方分権の進展とともに、多くの自治体に広がっています。世田谷区議会がもっと区民の目から見えるようにするためには、議会として機能、役割を拡大し強化していくことだと考えます。他の議会では、議会基本条例の制定とともに、議会報告会や市民との意見交換会の開催など、議会として住民の声を把握する制度が注目されております。

投票率低下への対応、議員報酬や議員定数のあり方など、住民の議会に対する多様な意見は、今後、議会改革に生かしていかなければなりません。世田谷区議会が一層

議会改革に向けて幅広い住民の声を反映させ、積極的活動を展開することが必要であります。

以上で社会民主党の賛成意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で唐沢としみ議員の意見は終わりました。

---

○川上和彦 議長 次に、四十二番諸星養一議員。

〔四十二番諸星養一議員登壇〕（拍手）

◆四十二番（諸星養一 議員） それでは、公明党世田谷区議団として、議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」に反対の立場で意見を申し上げます。

まず冒頭に、この私がこの壇上において立ったこと、この決議の内容について議論ができないことを残念に思います。議会がこれまで築き上げてきたルールを無視し、提案されたことを猛省していただきたい、それが私がこの場に立つことの意味であります。まず、事実経過から改めてお話をしたい。昨日の理事会において、確かに桜井稔、竹村両氏から、あすの本会議に提案したい旨のお話はいただきました。そして、本日九時半開催の臨時理事会で、私は初めてその案文を手に入りました。昨日からけさにかけて、あなた方が大事な議案であるというふうに思うのであれば、幾らでも私に連絡する時間はあったはずなのに、なぜ理事会まで話を下さらなかったのか。

本日は最終日です。この最終日に議論をしろという、これでは会派内での議論をする時間が十分とれない、それを承知であなた方は提案をしてきたのか。これまで私どもは、議会のルールとして、事前にきちんと会派に説明をする、そして十分に議論をする時間をとる、これがこれまで営々として築き上げてきた世田谷区議会の良識ではなかったのですか。

今回あなた方のとってきたやり方は、こうした区議会が築き上げてきた到達点、そして約束を一方向的にほごする、絶対にあってはならないことでもあります。仮に今回のことが先例となれば、議会を構成する多数派が、みずからの野望を成就するためとして、議会のルール、プロセスを無視して何でもありという状況をつくり出す、そんなおそれもあるんではありませんか。

今回のようなこうした議会のルールを無視した手法を認めることは、まさに世田谷区議会の自殺行為である。断じてこのことは許すことはできないのであります。まさに私たち一人一人の議員のサイン、ゾルレンが問われていることを最後に申し述べ、公明党区議会の反対意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で諸星養一議員の意見は終わりました。

-----

○川上和彦 議長 次に、四十七番桜井純子議員。

〔四十七番桜井純子議員登壇〕（拍手）

◆四十七番（桜井純子 議員） 議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」に賛成の立場から生活者ネットワークの意見を申し上げます。

地方分権の推進が今後の大きな課題となる中、議員の役割、区民意見の反映の手法などを含め、議会が今後どのような機能を発揮すべきなのかが問われています。他自治体では、自治基本条例や議会基本条例の制定過程から市民参画を保障し、地域主権実現に向けた具体的な取り組みを進めている議会もあります。

世田谷区では、議会運営委員会のもとに設置された議会制度研究会の議論の過程で、議会のあり方や議員の役割など、議会の果たすべき機能を明らかにする議会基本条例の必要性が既に確認されています。ところが、残念なことに、実質的には時間切れと



いう意見に押し切られ、中身の議論には至りませんでした。

また、今回出された議員定数削減については、区民の大切な参政権に係ることから、区民参加による検討が必要だと考え、公聴会の開催を求めましたが、否決されました。

このように、区民不在で区民の権利に係ることが決められることは、議会制民主主義の根幹を揺るがすゆゆしき事態です。今こそ議会への区民参画の促進、区民への説明責任、議員同士の自由討議による合意形成などの実現を目指す議論を始め、世田谷区議会の活性化を図るべきです。議会基本条例等の制定も視野に入れた区民参画による議会改革の推進が必要です。

以上の理由から、生活者ネットワークは世田谷区議会の議会改革に向けた明確な意思を示すために決議することを求め、賛成意見といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で桜井純子議員の意見は終わりました。

-----

○川上和彦 議長 次に、五十二番上島よしもり議員。

〔五十二番上島よしもり議員登壇〕（拍手）

◆五十二番（上島よしもり 議員） 議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」に対し反対の立場から意見を申し上げます。

本決議については、昨日の各派代表幹事長会において、共産党より提案の意向が示され、その際に、あすが定例会最終日であることから、本日のこの会議終了後、すぐにでも各会派に案文を示し、説明するとの話がありました。しかし、提案者から直接の説明もなく、また、内容の相談もなく、本日を迎えました。我々は各派代表幹事長会での発言を真摯に受けとめておりましたので、大変残念でありました。

今回、法や規則にのっとっているから、また議員の権利であるからというだけで提

案を押し切ってきましたが、これまで築き上げてきた世田谷区議会のルールを大きく塗り変えるような行為をしてまで行う意味のある決議でありましょうか。

さて、決議案の中身について、現在の議会改革、この必要性は、議会制度研究会を全会派一致で議会内で設置してきたことから、改めて議会で議決すること自体議会の権威を疑われるものであります。むしろ今議案は、世田谷区議会に不信感をもたらし、議会改革の議論に大きくブレーキをかけていることを反省すべきであります。

よって、本決議に反対をいたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で上島よしもり議員の意見は終わりました。

—————○川上和彦 議長 次に、六番  
中里光夫議員。

〔六番中里光夫議員登壇〕（拍手）

◆六番（中里光夫 議員） 日本共産党世田谷区議団を代表して、議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」に賛成する立場から意見を申し述べます。

今回出された決議案は、公聴会の開催など区民参画で議会改革を進めるという議会の意思を示すものです。今議会で審議された議員定数に関する問題は、区民の権利に直接かかわる問題であり、広く区民の意見を聞くことが議会内で大方の合意を得ていました。

ところが、議会として直接区民の意見を広く聞くことが行われないうまま、議員提出議案として定数削減案が議会に提出され、議案が付託された議会運営委員会では、公聴会を開くべきだという私たちの主張を委員の多数が拒否し、ついに議会が直接広い区民の意見を聞く機会をつくらないうまま採決に至りました。

区民の代表機関である議会が区民に開かれた議会となるために、区民の多様な意見を的確に把握するための努力を行うことは当然です。議員一人当たりの人口が一万六

千人と他の自治体と比べても多い世田谷区においては、一層その努力をする必要があります。それを怠ることは、区民不在の区議会との批判を招くことになるでしょう。

私たちは、今回の件を通じて、区民に開かれた区議会とするための議会改革を進める必要性を痛感し、議会改革を推進する決意を新たにしました。議員の皆さんに、今後、公聴会など区民の意見を議会として直接聞く機会をふやし、区民とともに一層の議会改革を進めることを呼びかけ、賛成意見とします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で中里光夫議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川上和彦 議長 起立少数と認めます。よって議員提出議案第八号は否決いたしました。（拍手）

-----

○川上和彦 議長 次に、追加日程第五を上程いたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第五 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する  
条例

○川上和彦 議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

五番桜井稔議員。

〔五番桜井 稔議員登壇〕（拍手）

◆五番（桜井稔 議員） ただいま上程になりました議員提出議案第九号「世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由を説明いたします。

本条例案は、世田谷区議会委員会条例の公聴会開催の手続を改正し、基本構想や議会の定数に関する議案を審議する際の公聴会開催を義務づけるものであります。

地方自治法は、「常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者を有する者等から意見を聴くことができる。」と定めております。

今議会には、区民の参政権にかかわる極めて重要な案件である議員定数にかかわる条例改正案が議員提出議案として出されました。その審議に当たっては、定数削減に賛成の区民からも、反対の区民からも共通に公聴会の開催を求める多くの意見が寄せられております。また、本議案の提出者である議員からも、公聴会は開くべきだとの意見が表明されております。これは、議員定数の問題が世田谷区の地方自治と民主主義に関する重要な案件であることを多くの区民が理解しているからであり、良識ある見解と考えます。

本世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例案は、以上のような区議会での経緯を踏まえ、少なくとも区政にとって基本的事項である基本構想の策定及び区議会議員の議員定数にかかわる議案については、委員会の審議に当たって公聴会の開催を義務づけ、十分に区民の意見を反映した議論を行うための措置として提案したものであります。

ご理解の上、ご可決されることを求め、提案理由の説明といたします。（拍手）

○川上和彦 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件を議会運営委員会に付託いたします。

ここで、議案の審査を行うため、しばらく休憩いたします。

午後十時二十七分休憩

---

午後十一時四十六分開議

○川上和彦 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際会期の延長を本日の日程に追加し、ここで議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって会期の延長を本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。

---

○川上和彦 議長 これより追加日程第六を議題といたします。

〔星次長朗読〕

△追加日程第六 会期の延長

○川上和彦 議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は十二月三日までと議決されていますが、議事の都合により、十二月四日までの一日間延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川上和彦 議長 ご異議なしと認めます。よって会期は十二月四日までの一日間延長することに決定いたしました。十二月四日は休会の日ですが、議事の都合によって、

特に会議を開きます。

なお、あすの会議は午前一時より開議いたします。

あすの議事日程を報告いたします。事務局次長に朗読させます。

〔星次長朗読〕

日程第一 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

---

○川上和彦 議長 本日はこれにて散会いたします。

午後十一時四十七分散会